

令和 4 年第 9 回東員町教育委員会会議録

東員町教育委員会

- 1 開 会 令和 4 年 8 月 3 0 日（火） 午前 9 時 3 0 分
- 2 閉 会 令和 4 年 8 月 3 0 日（火） 午前 1 1 時 0 0 分
- 3 場 所 東員町総合文化センター 第 1 研修室
- 4 出 席 者

教育長	岡野 讓治
教育委員（職務代理者）	向山 節雄
教育委員	三貫納 幸
教育委員	木村 陽一
教育委員	松宮 あけみ
＜事 務 局＞	
事務局長	佐藤 光広
教育総務課長	中村 幹人
学校教育課長	千坂 勝彦
社会教育課長	田中 豊
学校教育課主査	高田 佳和
教育総務課副課長	吉田 尚生
教育総務課課長補佐	山中 剛
- 5 会 議 事 項 別紙のとおり

(別紙) 会議事項

1 開会の辞

(事務局長)

ただ今から、令和4年第9回東員町教育委員会を開会いたします。
それでは、教育長に進行をお願いいたします。

2 前回会議録の確認

(教育長)

前回会議録の確認をお願いいたします。確認いただきましたら、会議
終了後に署名をしていただきます。

(各委員)

<会議録を承認>

3 事務報告、事務計画

(教育長)

事務報告、事務計画について説明します。

<以下、事務報告、事務計画資料により説明>

何か質問はございますか。

(委員)

総括安全衛生委員会での勤務時間の問題について、土日祝日も含まれ
ているのですか。

(教育総務課課長補佐)

含まれております。

(委員)

コロナ感染者も発生していたようですが、夏休み中の部活動はどのよ
うにしていたか。

(学校教育課長)

部活動の関係者にコロナ感染者もおりましたが、大きな広がりもなく、
部活動の停止はしておりません。

4 議 事

報告第8号 いじめ問題調査委員会報告書（答申）について
（教育長）

報告第8号、いじめ問題調査委員会報告書（答申）について、事務局の説明を求めます。

（学校教育課主査）

報告第8号、いじめ問題調査委員会報告書（答申）について、最終となる第10回いじめ問題調査委員会が8月26日に開催され、別添のとおり「東員町立小学校における重大事態調査報告書（答申）」により答申をいただきましたので説明いたします。

＜以下、報告第8号資料により説明＞

（教育長）

町教育委員会、学校で反省すべきことが明確に指摘されておりますので、このようなことが二度と起こらないようにしなければいけないと思っております。教育委員会が提言を受けて、今後はどのような流れとなるのですか。

（学校教育課主査）

本日午後の予定ですが、被害者児童の保護者に報告書を渡し、改めて9月中旬に説明を行います。次に、被害側の保護者は意見書を付けることができますので、意見書を付与し、設置者である町長に答申を伝えます。その意見書をもとに、町長が再調査を必要であると判断した場合については、町長部局にある検証委員会が調査を行う可能性があります。設置するかどうかの判断は町長が行います。

（教育長）

学校への通達はしますか。

（学校教育課主査）

私の方から説明します。指導に関しては提言をもとに具体化します。

（教育長）

他の学校も学ぶ必要があり、町内の小中学校に対し、校長会を通じてひとつひとつをきちんと読んで学んでいくということをしなければな

らない。町民への公表はするのですか。

(学校教育課主査)

概要版を作成し、個人が特定できないよう事案内容や、学校、町教育委員会对応の課題については公開すべきと考えております。公表はホームページで周知することとし、保護者の意向を踏まえて判断します。

(教育長)

被害者児童の保護者に9月中旬に説明し、教育委員会として謝罪したいと思っております。何か質問はありますか。質問がなければ次に移ります。

議案第18号 令和3年度東員町教育委員会事務事業点検・評価報告書について

(教育長)

議案第18号、令和3年度東員町教育委員会事務事業点検・評価報告書について、事務局の説明を求めます。

(教育総務課長)

議案第18号、令和3年度東員町教育委員会事務事業点検・評価報告書について、説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会が行った事務の点検及び評価について、報告書を議会に提出するものでございます。前年度からの変更点について説明します。まず、1点目に事業の点検・評価ですが、前年度までは東員町教育基本方針に基づき行っておりましたが、令和3年度から東員町教育施策大綱に基づき点検・評価を行いました。2点目の変更点として、前年度までは幼稚園・保育園及び小、中学校自己評価書を添付しておりましたが、既に学校評議員による外部評価が行われているため、報告書から除外しました。3点目の変更点として、前年度までは児童生徒数などを記載した資料編を添付しておりましたが、議会へ提出する行政報告書と内容が概ね重複するため、報告書から除外しました。それでは、教育委員会事務事業に対する評価委員からいただいたご意見について、各担当課長から説明します。

<以下、議案第18号資料により説明>

(学校教育課長)

<以下、議案第18号資料により説明>

(社会教育課長)

<以下、議案第18号資料により説明>

(教育長)

何か質問はありますか。

(委員)

毎年、指摘を受けていることがあるように思われるのですが、一向に改善されていないのですか。例えば、小学校で根付いた読書習慣が中学生では継続できていないという課題とか。

(学校教育課主査)

図書館支援の事業者に委託しており、以前は中学校にも入っていたのですが、今は小学校のみとなっており、他市町の状況を聞いても中学校の読書週間の定着はなかなか難しく、先進的な市町の取り組みを広めることと、本町は一中の移転計画があり、現在は学校に何の本があるのかわからず連携がとれていない実態で、子どもたちが本にアクセスできる環境整備を進めることも一つの方法であり、今までは生活習慣であるとか保護者に呼びかけていたのですが、ハード面を整備することで改善できるのであれば課題も解決できると思いますが、すぐにシステム化とはいかず、一中の移転を機に進めたいと考えます。

(教育長)

図書室への入室が年間でも数少ない状況で中学生は忙しすぎる。一中は給食をランチルームで食べるので図書室へ行く時間があまりない。

(学校教育課主査)

図書室は3階でランチルームから離れた場所にあり、昼休みの時間は給食と掃除があり実質15分程度でその間も準備などをして、全員が行くことは難しい。

(教育長)

明らかに東員町の中学生は読書量が減っている。何故、朝読書をなく

したのですか。

(学校教育課主査)

学習向上に継続して時間をとることについて学校内で協議した結果、朝の時間を確保することが難しく、放課後も考えたのですが部活に影響し、どこかを切らなくてはならないというのが現場の判断です。

(委員)

例えば掃除を放課後にして昼休みに図書室へ行くなどできるが部活を大事にしたい気持ちもわかるので、うまく時間を割り振りしていかないと難しい。小学校でしていた読書が部活や予習、復習に時間をとられてしまっている。

(学校教育課主査)

部活の地域移行を3年かけてやっていくのですが、意識改革の面でも大きなこととなり、今まで積み重ねた財産もあって現場の考え方も大事ではありますが、子どもたちも忙しくしておりますので、部活の面と併せて指導していきます。

(委員)

読書登山はどうなっていますか。

(学校教育課主査)

小学校でやっています。

(委員)

小学校はできていたのに中学校へ行けばできていない。時間だけの問題ですかね。

(学校教育課主査)

読書登山をやっていくタイプと好きな本を読む時間にしたい子どもに分かれます。

(委員)

システム化はいいですね。

(学校教育課主査)

司書に作者のこの本が読みたいといえはすぐに見つかるが、一中ではわかりません。町のシステムを使うことで、どの小学校にあるかがわかります。ICT機器をうまく活用する一つの方法です。

(委員)

青少年育成町民会議でのパトロールの実施については必要ないと思うのですが、そのあたりはどう思われますか。

(社会教育課長)

この事業を実施した地区とそうでない地区の差が出たので評価委員は指摘したのですが、パトロール自体は青少年育成町民会議でもこれがすべてではないと考えており、今後、違う形で活動を変えていくと思います。

(委員)

パトロールは非行防止ではなく、子どもを見守るという名前に変えた方がよい。

(教育長)

犯罪に巻き込まれる可能性も、昔に比べたらあります。それでは議案第18号を承認してよろしいか。

(各委員)

異議なし。

議案第19号 財産の取得について(教育総務課)

(教育長)

議案第19号、財産の取得について(教育総務課)、事務局の説明を求めます。

(教育総務課長)

議案第19号、財産の取得について(教育総務課)、説明いたします。

<以下、議案第19号資料により説明>

(教育長)

この事業の意義は、ＩＣＴを利用しながら保育士の事務を軽減することです。議案第１９号を承認してよろしいか。

(各委員)

異議なし。

議案第２０号 財産の取得について（社会教育課）

(教育長)

議案第２０号、財産の取得について（社会教育課）、事務局の説明を求めます。

(社会教育課長)

議案第２０号、財産の取得について（社会教育課）、説明いたします。

＜以下、議案第２０号資料により説明＞

(教育長)

この事業の意義は、プロバスケットボールの試合を身近に見られることです。議案第１９号を承認してよろしいか。

(各委員)

異議なし。

5 その他

・後援について

(教育長)

後援について、事務局の説明を求めます。

(社会教育課長)

後援第１５号、ハッピードリームサーカス 桑名公演、後援第１６号、第８回コスモスサロンコンサートについて説明します。

＜後援第１５号及び第１６号資料により説明＞

後援第１５号及び第１６号を許可したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(教育長)

教育委員会として後援を許可してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

- ・ 東員第一中学校移転事業に関する説明会について

(事務局長)

8月21日に東員第一中学校移転事業に関する説明会を保健福祉センターで開催し、25名の方に参加していただきました。町長、副町長、教育長及び事務局が出席し、説明しましたのでご報告します。次回は具体的に基本設計が出来上がった段階で説明会を開催したいと考えております。

(教育長)

今後も引き続き、節目において説明会を開催したいと考えております。

- ・ 次回定例教育委員会日程について

(事務局長)

次回、東員町教育委員会について、令和4年9月20日（火）午前9時30分から開催することとしてよろしいか。

(委員)

異議なし。

6 閉会の辞

(事務局長)

これをもちまして、令和4年第9回東員町教育委員会を閉会いたします。